

別紙

諮問第1659号、第1660号

答 申

1 審査会の結論

別表に掲げる本件非開示決定1及び2は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

本件各審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表に掲げる本件開示請求1及び2に対し、警視総監が令和4年5月20日付けで行った同表に掲げる本件非開示決定1及び2について、それぞれその取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件各処分は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件各審査請求は、いずれも令和4年11月25日に審査会に諮問された。

審査会は、実施機関から令和5年8月24日に諮問第1660号に係る理由説明書を、同年9月26日に諮問第1659号に係る理由説明書をそれぞれ收受し、令和5年9月27日（第213回第三部会）及び同年10月30日（第214回第三部会）に審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

諮問第1659号及び第1660号については、審査請求人が同一であること及び

審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 文書検索目録について

条例41条1項において、実施機関は、公文書の検索に必要な文書目録を作成し、一般の利用に供するものとする規定されている。また、実施機関は、当該規定のほか情報公開の事務取扱要綱（平成17年9月9日通達甲（副監．総．文．企）第18号）に基づき文書検索目録を毎年作成し、例年年始にホームページに掲載・更新するなどして一般の閲覧に供しているとのことである。

ウ 訟務事案発生報告書について

訟務事案発生報告書とは、警視庁訟務事案取扱規程（平成17年12月26日訓令甲第39号）に定める、損害賠償請求などの民事訟務事案、行政訴訟などの行政訟務事案、告訴、告発などの刑事訟務事案及びこれらに発展するおそれのある事案（以下「訟務事案」という。）が発生した際に、所属長が当該事案を調査し、警務部長に報告する際に用いる同規程別記様式第1号に定める書類をいう。

実施機関において、訟務事案発生報告書の保存期間は争訟期間と定められている。

エ 事件指揮簿について

事件指揮簿とは、犯罪捜査規範実施細目（平成15年4月1日通達甲（副監．刑．総．指）第6号）に定める、重要若しくは特異な事件又は社会的反響の大きい事件等の署長指揮事件又は主管部長指揮事件（以下「署長等指揮事件」という。）の指揮に際し、警察署長が当該事件の捜査を担当する課長に、捜査の指揮及び経過を明らかにしておくために記載させるものをいい、同実施細目別記様式第3号に定める書類を用いる。

実施機関において、事件指揮簿の保存期間は争訟期間と定められている。

オ 本件非開示決定1の妥当性について

実施機関は、本件開示請求1を受理した時点において、実施機関のホームページに掲載された文書検索目録に、本件開示請求1に係る訟務事案発生報告書（以下「本件請求文書1」という。）が記載されていたことは認めるが、綿密に検索したところでも

本件請求文書1は発見できなかった旨説明する。また、保有していない理由については、当初から文書を作成していないのか、文書は作成したが保存期間が満了したため廃棄したのかは判明しなかったとも説明する。

審査会が検討したところ、訟務事案発生報告書は、訟務事案が発生した場合に作成し、保存期間である争訟期間が満了した場合は廃棄するものとのことであるため、その作成時期と廃棄時期は不定期である。このため、毎年作成・更新される文書検索目録に登載されていたとしても、開示請求時点においては、作成されていなかったり、廃棄されていたりする事態は想定される。文書検索目録の作成目的を勘案すれば、文書の存否について、常に文書検索目録の記載内容と符合することが望ましいものの、訟務事案発生報告書の性質や事務の実態を踏まえれば、本件請求文書1は存在しなかったという実施機関の説明に不自然・不合理な点は見受けられず、他に本件請求文書1の存在をうかがわせる特段の事情も認められない。

したがって、実施機関が本件請求文書1について不存在を理由に非開示とした決定は、妥当である。

カ 本件非開示決定2の妥当性について

実施機関は、事件指揮簿に関しては捜査の指揮及び経過を明らかにする目的で作成するものであるため、事件を取り扱う可能性のある係ごとにそれぞれ文書ファイルを備え付けているが、署長等指揮事件を扱っていない係であれば、当該文書ファイルの中に事件指揮簿が存在しない旨説明する。また、事件指揮簿の保存期間は争訟期間であるため、署長等指揮事件の争訟期間が満了すれば文書を廃棄することになるとも説明する。したがって、本件開示請求2に係る事件指揮簿（以下「本件請求文書2」という。）の存否を答えるだけで、請求に係る警察署の係において、署長等指揮事件を捜査しているか否かという捜査情報を明らかにすることになるため、開示請求を拒否した旨説明する。

この点、審査請求人は、文書検索目録に実施機関が保有していない文書を記載することは考えられず、また、本件請求文書2の存否を明らかにしたとしても、非開示情報を開示することにはならない旨主張する。

審査会が検討したところ、本件請求文書2は、〇〇警察署〇〇係の事件指揮簿を求めるところ、事件指揮簿は、重要事件等の署長等指揮事件が発生した場合

にだけ作成し、事件を捜査する係ごとに備え付け、また、争訟期間が満了すれば廃棄されるとのことである。これらの理由から、本件請求文書2の存否を答えることにより、本件開示請求2を受理した時点で特定の警察署の特定の係において、署長等指揮事件を捜査しているか否かという捜査情報を明らかにすることになり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由があると認められる。

したがって、本件開示請求2に対し、本件請求文書2の存否について答えることは、条例7条4号に定める非開示情報を開示することになることから、条例10条の規定に基づき本件請求文書2の存否を明らかにしないで開示請求を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、その他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、徳本 広孝、實金 敏明、峰 ひろみ

別表

	本件開示請求	決定及び 非開示理由	諮問番号
1	警視庁のWebサイトで公開されている警視庁〇〇警察署の文書検索目録に登載されている文書ファイルのうち、大分類が訟務、中分類が第一訟務、小分類が訟務第一、ファイル名が訟務事案発生報告書、作成係が地域第一、作成（取得）時期が平成24年12月19日、保存期間が争訟期間である文書ファイルに編綴された行政文書全て	本件非開示決定1 (不存在)	第1659号
2	警視庁のWebサイトで公開されている警視庁〇〇警察署の文書検索目録に登載されている文書ファイルのうち、大分類が刑総、中分類が刑事指導、小分類が刑事指導第一、ファイル名が事件指揮簿、作成係が警備公安、作成（取得）時期が平成13年4月1日、保存期間が争訟期間である文書ファイルに編綴された行政文書全て	本件非開示決定2 (存否応答拒否) 条例7条4号	第1660号